

目黒区地域福祉審議会計画改定専門委員会会議録

名 称	令和4年度第4回目黒区地域福祉審議会計画改定専門委員会
日 時	令和5年3月27日（月）午後6時～8時
会 場	総合庁舎本館4階 特別会議室
出席委員	石渡委員長、北本副委員長、中島委員、香取委員、松原委員、徳永委員、長崎委員、岩崎（香）専門委員
欠席委員	平岡委員
区側職員	竹内健康福祉部長、田邊健康福祉計画課長、堀内健康推進課長、橋保健予防課長、保坂福祉総合課長、相藤介護保険課長、高橋高齢福祉課長、田中障害施策推進課長、岩谷障害者支援課長、中野生活福祉課長、大塚子育て支援課長、松尾子ども家庭支援センター所長、寺尾教育指導課長、山内教育支援課長
傍聴者	1名
配布資料等	資料1 付託事項Ⅱ福祉分野の重点事項について（案） 「3 障害への理解促進・障害のある人への支援の充実」 資料2 第4回地域福祉審議会（令和5年3月2日）における主な意見等 ・目黒区障害者自立支援協議会からの目黒区障害者計画改定に関する意見（第4回地域福祉審議会資料2） ・目黒区障害者計画改定に関する調査の結果（速報）について（第4回地域福祉審議会資料3-2） ・委員名簿、区側出席者名簿 ・座席表 ・障害者施設各種リーフレット等 ・めぐろ区報 令和4年11月15日号（障害者週間特集号） ・ご意見等記入用紙（令和4年度第4回計画改定専門委員会）
会議次第及び主な発言	<b>1 開会</b> 委員の7名（開会時点）が出席しており、定足数を満たした。 事前配付資料及び当日配付資料の確認を行った。  <b>2 付託事項Ⅱ福祉分野の重点事項の検討について</b> <b>委員長</b> 付託事項の検討を行う。事務局に資料1「付託事項Ⅱ 3 障害への理解促進・障害のある人への支援の充実」を2部に分け、まず総論と3-（1）、（2）について説明を求める。 <b>障害施策推進課長</b> （資料1により、総論、「3-（1）身近な地域で暮らし続けていくことができる仕組みづくり」、「3-（2）誰もが社会に参加し、貢献することができる仕組みづくり」を説明） <b>委員長</b> 意見・質問等はあるか。 <b>委員</b> 相談支援体制の充実を目指しているが、一番の問題は相談支援専門員が不足していることである。専門員の確保とともに、事業所内での人材育成も大切であり、そのための支援を求めたい。地域生活支援拠点は、活動がまだまだ進展していない。 精神障害者の地域生活に向けた支援の推進については、コロナの影響であまり進んでいないというのが実情である。精神科病院への入院が長期化しており、入院者は高齢化している。年齢が高くなれば地域移行は難しくなる。一定の年齢のうちに移行できるよう早期の実現が必要である。

人材の確保・定着には待遇の改善が必要。給与保障と実践の中でやりがいを持てるような取組ができていますか。

**委員** 相談支援体制の充実について、地域生活支援拠点では、自分の事業所を普段利用していない人への緊急対応ができていますか。緊急でなくても例えば成年後見制度に関する相談などにスムーズに応じるといった相談支援体制が基幹相談支援センターを中心にできていますか。

**障害施策推進課長** 緊急ショートステイでは、通常の事業所の利用者に限らず地域生活支援拠点を利用しており、区立施設でも緊急ショートステイの利用ができる。

基幹相談支援センターを中核とした相談支援のネットワーク化、連携体制の整備を目指しているが、まだうまく機能していない状況にあり、計画にどう乗せるかしっかりと考えていきたい。

**委員** 社協では、権利擁護の事業として福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理をしている。その相談援助件数と利用者数をみると、認知症高齢者が多いものの、知的障害者と精神障害者にも一定程度、対応している。地域生活支援拠点の相談では知的障害者が圧倒的に多いのに対して、権利擁護事業では、精神障害者の利用の方が多くなっている。

**委員** 全国的な傾向と比べて、目黒区は障害者の利用が少ないようだ。精神障害者等への支援を更に厚くしていただければありがたい。

**委員長** 障害者の地域生活や「親亡き後」をどうするかという相談は、成年後見制度と関連させて受けることになる場合が多い。権利擁護という観点では、成年後見制度だけでなく、日常生活支援事業や地域の見守りなどの多様な支援があり、そうした中で地域づくりがなされ地域が活性化していくのではないかと。目黒区においては、中核機関は社協が受けているのか。

**健康福祉計画課長** 目黒区社会福祉協議会の権利擁護センター「めぐろ」は、中核機関ではなく推進機関である。今回の保健医療福祉計画の改定に合わせて、成年後見制度利用促進基本計画の策定を目指している。成年後見制度を促進するだけでなく、日常生活自立支援事業や意思決定支援、ネットワークを推進していくことも考えている。区としては、現在の後見ネットワークと運営審査会をどのように発展させ、中核機関にしていくか、社会福祉協議会や関係機関と相談し、目指す方向を次期計画に掲載していきたいと考えている。

**副委員長** 資料の総論部分には「本人の希望が実現できるように」とあるが、自分の希望を意思表示したり、意思決定したりすることが難しい人への支援も必要である。そうした本人の希望を引き出す支援と希望が実現できるようにする支援や体制づくりの両方が大切である。

相談支援体制の充実については、相談支援専門員が研修という場ではなく、日常的にちょっと相談できるような専門員同士のネットワークができると良いのではないかと。自分の職場だけでなく地域の社会資源の情報を得て仕事に役立てることができる。また、定着という点からも、職場のフォローとともに、この地域で仕事がしやすい、やりがいがあると実感できることが効果的である。こうしたネットワークがいろいろなネットワークづくりの基盤になることもあるのではないかと。

**委員長** 他の地域で、医療的ケア児への支援の中心になった相談支援専門員が地域の様々な支援のネットワークをつくり、地域を変えていったという事例がある。研修というよりも、支援の専門員が確実に動く実践が大切だと感じている。

**委員** 相談支援は非常に重要で、相談支援専門員が不足している状況は依然として変わらない。人材確保のために予算を投入して具体的な戦略を立てる必要

がある。

**委員** 事業所に長年勤めると、利用者支援だけでなく法人や事業所の運営に関わる役割も求められ、負担や責任を感じることになる。このため、ある程度の勤務年数になると離職する場合があります、人材の定着が難しく、次の世代が育たないという実情がある。

**委員** 高齢者の介護・福祉分野は事業所が多く規模が大きいところもある。高齢の分野と障害の分野の事業所がつながり、サービス提供とマネジメントなど職員が担う役割を分けていけるような施策があると人材の確保・定着につながるのではないかと。

**委員長** 65歳になった障害者の介護保険制度への移行や、8050問題など世帯ぐるみの複合的な課題などがあり、高齢・障害の両分野が連携することのメリットがある。その辺をつなげるのは、基幹相談支援センターであり、その機能を十分に発揮することを期待したい。

**副委員長** どこの分野でも中間管理職が育たないという問題があると聞いている。現場の意見や実態はどうか。

**委員** 事業所、法人にある程度の規模があると、業務のマネジメントをするリーダーが複数おり、触発されてリーダーになろうとする職員が増え、中間管理職が育つという状況になっている。高齢の分野と障害の分野が連携していくことで、マネジメントを担うリーダーが育つことにつながるのではないかと。職員が例えば行政とともに企画づくりに取り組むといった経験も効果的である。自分の提案が地域で評価されると、福祉に携わる職員にとって大きなインセンティブになるので、そうした機会を増やすことも大切である。

**委員** 人材の定着という点では、嫌なことはやらせないというのが基本。責任の持たせ方を考えストレスの軽減を図っている。また、ダブルワークを推奨し外部の講師になるなど、持っているスキルを違う分野で生かして自分は必要とされているという実感を持てるようにしている。そうした中で、他分野の企業などにつながりができてネットワークができてくる。

**委員** 規模の小さい法人では、職員が担う責任の分散は難しい。多法人との合併という方向性もあると思うが、それが利用者にとってどうなのかとも思う。フットワークの良さなど小さい法人の利点を生かせる方策があるとよい。

**副委員長** 高齢と障害の各分野の事業所や施設で、相互に職員が講師を担うなどの研修を行ってはどうか。自分の事業所に留まらず、業種や分野が違う職員が教え学び合い、交流する中で、リアルな地域の社会資源を知り、すぐに使える実践的な研修ができるのではないかと考える。そういう取組を行政が支援してはどうか。

**委員長** 規模の小さい法人は、小さい法人同士で横のつながりを持つことで、情報を共有して新しい発想が出てくるのではないかと。自分の法人内に留まらないということが大切である。

**委員** ある区で、いくつかのエリアに分けて、エリア内で事業内容が異なる複数の事業所を訪問するといった取組をしていた。自分の担当外の事業や他の法人のサービスを見学し知ること、自分の法人や事業所に取り入れていくということが行われており、その取りまとめは社会福祉協議会が担っていた。

**委員長** 就労支援等について意見はあるか。

**委員** ひきこもり相談の対象者や軽度の発達障害のある人など、障害者総合支援法の対象にはならない、いわゆるボーダーラインにある人達への支援も必要である。就労に向けた経験を積んだり、社会的なつながりを持てる機会や場を社会福祉法人や福祉事業所が地域の貢献事業として提供できたりするとよい。

**委員** NPO 活動の情報が少なく共有できていない。高齢分野でも他の支援が必

要な人たちと同じプラットフォームでつなぐと参画者は増えてくるので、プラットフォームづくりを積極的に行い、NPOがもう少し活性化するとよいと思う。職員の中にも、NPO活動している職員が多くいる。我々の団体が、実は個々の活動のプラットフォームになっており、個々の職員は自分達の使命に基づいて活動しているので、NPO単位でプラットフォームとして繋がり勉強していくのもよいかと思う。

就労支援は、事業者からノウハウを引込んでいくような仕組みがあるとよいと思う。有料職業紹介や派遣会社と繋がり仕組みを作ることで、もっと大きく活性化していくのではないか。

**委員** 就労支援については、定着支援が重要な課題になっており、就労移行支援事業所と就労支援センター、及び行政との定期的な話し合いが必要である。

**委員** 障害者の雇用は、人数が伸び範囲も広がっており、多様な働き方ができるようになってきた。就労支援は発展していると言える。社会福祉法人や福祉事業所で、障害者がその経験を生かして障害者をサポートするピアサポートを実施しているところもある。

障害は多様で、意思疎通のありようも多様化しているが、支援者が追い付いていない、また、合理的配慮が追い付いていないという状況にある。

**委員長** 障害だけでなく多様性に対応できるコミュニケーション支援が必要で、開発しなくてはならないことがたくさんある。その際には当事者の思いや声を受け止めることが大事である。

**障害施策推進課長** (資料1により、「3-(3)ともに暮らすまちづくりの実現」、「3-(4)障害のある児童の健やかな成長のための発達支援」を説明)

**委員長** 意見・質問等はあるか。

**委員** インクルーシブ教育について、障害の有無に関わらず、共に生きる社会を目指す上で、インクルーシブ教育は非常に重要である。カリキュラム上の難しさはあるかもしれないが、一般の教育の中で、障害や福祉全般を視野に入れて取り組むことを期待したい。

**副委員長** 保育所でのインクルーシブ保育を充実させることが非常に効果的だと思っている。学校と異なり、保育所は、障害に対する偏見が生まれる前の時期に、障害のある子どもと障害のない子どもがよい形で交流できる場になっている。このため、保育士の障害理解の強化が大事で、育成カリキュラムや研修などいろいろな形で力を入れていけるとよい。

**委員長** 就学前の保育所や幼稚園では、「共に生きる」が実現できている。発達障害の支援センターや児童発達支援センターの機能が充実してきており、保育所等訪問も行われ、障害への理解が進んできたと言える。

しかし、小学校入学の段階で分かれてしまうという現実がある。学校教育は、特別支援教育というよりも、一般の教育の方がむしろ変わっていく必要がある。インクルーシブ教育は障害のある子どもと共に学ぶというだけでなく、外国籍の子どもや経済的な格差など様々な困難を抱えた子どもを含めた包摂的な教育である必要がある。誰一人取り残さない、多様性を尊重する流れを学校教育の中で広げていくことが大切であり、福祉部門と教育委員会の連携はますます重要になっている。

**委員** 最近、若者の間で手話が人気になっている。手話言語条例は、手話言語で聴覚障害者の文化を学んでいくものであり、こうした条例があると、子どもたちが自然に手話に触れ学ぶきっかけになるのではないか。

障害のある児童の保護者へのアンケート調査で、子どもの将来について、5割を超える人が自立してひとり暮らしをしてほしいと思っていることがわかった。大変なことだが、大きな割合である。居住支援協議会や住まいの相談員の配置な

どが実に大事な取組だと思う。

また、目黒区ということではないが、事業所での医療的ケア児の受け入れが難しく、親のケアの負担が非常に大きくなっている。親や家族の負担を軽減する取組が必要である。

**委員長** 医療的ケア児について大切な指摘があったが、意見はあるか。

**副委員長** 医療的ケア児はもちろんのこと、障害のある子どもの保護者のレスパイトケアに関して記載する必要がある。親以外にもヤングケアラーの問題にもつながるが、兄弟姉妹についても触れる必要があるのではないか。こうした点も含めて障害のある人を地域で支える視点がやはり大切になってくる。

**委員** 精神障害者の地域生活に向けた支援の推進について、現在、精神障害者の家族会の活動がない状況にある。家族としての悩みや思いを吐き出したり、語れる場があるとよい。

**委員** 地域の安心できる暮らしの場は、施設や住まいだけでなく、地域で支え合い、つながる場も大切である。地域で一人ひとりができることに取り組むという視点が大事である。

**委員** 法人としては、地域貢献にお金を出せなくても、地域貢献できる資格者がおり、相談を受けられる。働き手をシェアし、地域に貢献する時間を提供していくことが広がっていくとよいのではないかと思う。様々な分野が一緒に勉強会や研修を行うなど交流から始めていくと、地域から様々な意見が出てきて、地域に合った活動が生まれてくるように思った。

**委員** 社会福祉協議会では学校と連携して、例えば高齢者の身体的な衰えを体験するといった福祉教育のサポートをしているが、講師となる担い手の確保や養成が難しくなっている。

**副委員長** 学校の福祉教育の担い手については、福祉施設や事業所で働いている人たちに講師になってもらうのがよいのではないか。現場のリアルな話をしながら教えると、より関心を持ち効果があると思う。

**委員長** 福祉教育で、障害者や高齢者の疑似体験をして、「大変だなあ」「可哀そうだな」で終わらない取組にすることが必要である。苦労はありながらも地域の支え合いによって前向きに生きているということを伝えていくことが大切で、それには、親も含めた当事者団体の活動が大きな意味を持っている。

**委員** 「親亡き後」を見据えた取組について、経済面も含めて障害のある人が「親亡き後」も生活を守るためのサポートについて、グループホームなどの住まいの確保以外にももう少し考えていく必要がある。

**委員長** 目黒区の居住支援協議会は本人主体の住まいの確保という福祉の視点をしっかり打ち出している。空き家を活用してグループホームを整備したところ、地域にあった不安感が解消され、支援者がいつも居ることで安心できるようになったという事例があった。障害者の居住や支援の活動が地域を変えていくという方向に動き出している。

### 3 その他

**委員長** 次第の「3 その他」として事務局から何かあるか。

**健康福祉計画課長** 資料2は、3月2日に開催された第4回地域福祉審議会の主な意見を整理しているので、確認いただきたい。今後、会議録にして、審議会委員に確認することになる。

### 4 閉会

**委員長** 次回の計画改定専門委員会は4月28日午後6時から開催する。最後の専門委員会となるので、これまでの検討を踏まえまして各計画の基本理念と

専門委員会の検討のまとめについて審議する予定。 本日は閉会とする。
--------------------------------------